

伊丹市立小・中・特別支援学校
保護者 様

伊 丹 市 教 育 長

夏季・冬季休業日の短縮及び学校創立記念日にかかる休業日の廃止等について

新春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、伊丹市においては、令和2年度の小学校学習指導要領、令和3年度の中学校学習指導要領の全面実施に向け、平成30年度・31年度の2年間、夏季休業日の短縮等を試行してきました。

この2年間の試行を踏まえ、下記のとおり、夏季・冬季休業日の短縮及び創立記念日にかかる休業日の廃止を定めますので、本取組の趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 目 的

- (1) 年間授業時間の増加に伴う、教育課程の過密化を軽減する。
- (2) 授業準備に余裕を持って取り組むことができる等、教職員の勤務時間の適正化を推進し、子どもと向き合う時間等を確保する。
- (3) インフルエンザや気象警報の発令等による臨時休業の代替日を確保する。

2 開始時期

令和2年（2020年）4月1日から

3 対 象

伊丹市立小学校、中学校、特別支援学校

4 内 容

(1) 夏季・冬季休業期間の短縮について

（夏季休業）7月21日から8月27日まで（現行 7月21日から8月31日）

＊試行期間は、8月中に3日間の授業が行えるように期間を調整

（冬季休業）12月26日から1月6日まで（現行 12月26日から1月7日）

＊令和2年度（2020年度）においては、

7月20日（月）1学期終業式・8月28日（金）2学期始業式

12月25日（金）2学期終業式・1月7日（木）3学期始業式

(2) 学校給食の実施について

令和2年度（2020年度）2学期においては、8月31日（月）から給食開始

令和2年度（2020年度）3学期においては、1月8日（金）から給食開始

(3) 学校創立記念日にかかる休業日について

学校創立記念日にかかる休業日を廃止する